

令和 6 年 第 1 2 回宇城市農業委員会総会議事録

日時：令和 6 年 12 月 10 日（火）

午後 2 時 00 分から午後 2 時 44 分

場所：宇城市役所本館 3 階大会議室

○出席委員

（農業委員）

1 番	村山 安次	2 番	五嶋 一精	3 番	田尻 かほる
4 番	松川 奈保美	5 番	村嶋 政弘	6 番	河野 公明
7 番	橋本 孝博	8 番	山田 哲郎	9 番	坂本 茂義
10 番	百家 美代子	11 番	吉富 訓生	12 番	北岡 誠司
13 番	本田 久				

（農地利用最適化推進委員）

中田 修	山本 祐精	松下 潤一
富武 聖一	河野 道也	上田 誠
欠	欠	中塘 万格人
近藤 洋之	田中 起代登	澤村 賢治
上村 君博	森田 良光	吉水 和博
吉川 勝弘	河島 陽一	野田 眞語
小田 直之	杉田 雅宏	

○欠席委員

農業委員

な し

農地利用最適化推進委員

吉利 健

早川 一伸

○事務局出席者：（事務局長）園田 弥生 （審議員）緒方 照美 （主任主事）中山 由里子

議事日程（開議：午後 2 時 00 分）

日程第 1 議事録署名委員の決定について

日程第 2 会期の決定について

日程第 3 議案第 56 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について

日程第 4 議案第 57 号 農地法第 5 条事業計画変更承認申請について

日程第 5 議案第 58 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について

日程第 6 議案第 59 号 農業経営基盤強化促進事業の実施に伴う宇城市農用地利用集積計画の決定について

日程第 7 議案第 60 号 農地・非農地の判断について

開 会 (午後 2 時 00 分) 職務代理者の号令による起立・礼

事務局長 それでは定刻になりましたので、ただ今から令和 6 年第 12 回宇城市農業委員会総会を開会いたします。本日の総会への出席者は、農業委員総数 13 名全員のご出席でございますので、農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項及び宇城市農業委員会会議規則第 7 条の規定に基づき、総会が成立することをご報告申し上げます。

開会にあたりまして、百家会長がご挨拶を申し上げます。

会 長 こんにちは。大変お忙しい中、お疲れのところご出席をして頂きましてありがとうございます。

令和 6 年度農地利用最適化交付金についてお話をしたいと思います。令和 5 年度に見直しに伴う調整措置が終了し、令和 6 年度から委員等の活動実績に応じた暫定方式に移行され、交付金が前年度から減少しています。県内市町村においても 15 市町村が増で 30 市町村が減少しています。活動実績 10 日以上、成果実績によって変わってきます。今年度あと 4 ヶ月あまりになりましたが、月間活動日数、今、皆さん大体何日位活動をして書かれているのかなと思うんですけど、本当に実績によって他市町村は減少して何百万円単位で減っているという事なので、宇城の場合はまだ減少しているとは聞かないんですけど、皆さんの実績によって変わってきますから最低でも 10 日以上、大体 13 日位は確保して頂きたいと思います。皆さん大体、ハウスとか圃場に行かれていると思うんですよ、その時に必ず農地を見ると思うんですよ、それを書いて頂ければいいと思います。農地の見守り、畦道等での農家への声かけも活動ですので、皆さん方どうかよろしくお願いします。そして、書いたからといって必ずそれがカウントされる訳でもないかもしれませんが、なるべくいろいろなことを書いてもらってよろしくお願いします。

議 長 それでは、これより令和 6 年第 12 回宇城市農業委員会総会を開催いたします。よろしくお願いします。

日程第 1、議事録署名委員の指名を行います。

署名委員は、会議規則第 15 条第 2 項の規定により、11 番 吉富訓生委員、12 番 北岡誠司委員を指名いたします。

議 長 日程第 2、会期の決定を議題とし、お諮りいたします。

本総会の会期は、本日 1 日と決定したいと思います。ご異議のない方の挙手を求めます。

(委員挙手)

議 長 全員挙手です。よって本総会の会期は、本日 1 日と決定されました。

議 長 日程第 3、議案第 56 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を上
程し、議題といたします。

議案第 56 号について、事務局より提案理由の説明を求めます。

事務局 議案第 56 号、農地法第 3 条の規定による許可申請について
次のとおり、許可申請があったので審議を求める。

令和 6 年 12 月 10 日提出 宇城市農業委員会会長 百家 美代子
農地法第 3 条の規定による許可申請について、農地法関係事務処理要領の第
1 の 2 の (1) の規定により、意見を決定するため審議を求める。以上です。

議 長 それでは、各委員から案件についての説明及び現地調査報告をお願いしま
す。調査報告にあたっては、省略することなく他の委員にも状況がわかるよう
に説明をお願いします。

議 長	申請番号 1 番は、	不知火 1	上田委員より
	申請番号 2 番は、	松橋 1	中塘委員より
	申請番号 3 番は、	松橋 5	上村委員より
	申請番号 4 番は、	9 番	坂本委員より
	申請番号 5 番は、	小川 4	河島委員より
	申請番号 6 番は、	小川 5	野田委員より

それぞれ説明を求めます。

上田推進委員 申請番号 1 番について説明します。申請理由は親子間の贈与です。渡人は○
○在住で、○○町に畑を持っておられ北は○○まで持っておられる農家で柑橘
の農家です。家族で経営を営まれておりまして、申請場所は○○から○○方面
へ 500m 位下った所にあたります。譲人が高齢の為に息子さんへの贈与となっ
ております。何ら問題ないかと思ひます。審議の程よろしくお願い致します。

中塘推進委員 申請番号 2 番について説明します。詳細は記載のとおりです。申請理由は経
営規模拡大による売買です。
受人が渡人の横の土地を持っておられまして、渡人が数年前ここは休遊地とい
う状況だったんですが、今回の売買にあたってちゃんと草刈りをし、耕うんし
てあるという状況を見ましたので、適切に管理して頂けるものと思ひます。総
額がこの土地に対してはちょっと高いのですが、○○の入口でもあり評価とし
ては妥当かなと思ひます。ご審議のほどよろしくお願い致します。

上村推進委員 申請番号 3 番について説明します。詳細は記載のとおりです。受人と渡人は
親戚関係でございまして、渡人が高齢で遠くにいらっしゃるために管理が全然

できないという事で、受人へ贈与するという形になっております。特に問題ないかと思しますので、審議よろしくをお願いします。

坂本委員

申請番号4番について説明します。詳細は記載のとおりです。申請理由は新規就農という事でございますけれども、受人は〇〇で〇〇をされております。ここの〇〇に食の教育の一環としてさつま芋等を耕作されていたと、それは以前から渡人の今度の土地でございます。今後も続けるという事で、渡人も高齢になったという事で、今回受人へ購入のお願いがあったということで、今回申請があがっておりますけれども、ここの金額が〇〇〇㎡にしては〇〇〇円と高価になっております。ここは私も見に行きまして、〇〇のすぐ近く〇〇の利便性、それと一番大事な〇〇の安全面が一番いい場所じゃないかと思しますので、今回このような申請になったという事で、ご理解を頂いて審議方をよろしくお願い致します。以上です。

河島推進委員

申請番号5番について説明します。詳細は記載のとおりです。この案件は受人が義理の母にあたる渡人から農地の贈与を受けるという事案でございます。渡人は現在〇〇歳になっておられ〇〇市の〇〇に入っておられます。高齢になったこともあり贈与を強く望んでおられます。所有権移転後は隣接する受人名義の農地と併せて水稻を栽培するということです。何ら問題はないと思しますので、ご審議の程よろしくお願い致します。

野田推進委員

申請番号6番について説明します。詳細は記載のとおりです。申請理由は経営規模拡大になっております。受人は渡人の隣で田んぼを耕作されておられて、このような経緯に至ったと思われます。売買価格が〇円となっておりますが、渡人も高齢で後々には今、住んでおられる所も処分して娘さんの所に行くという話でございました。何ら問題ないと思しますので、審議方よろしくをお願いします。

議 長

ただ今、申請番号1番から6番について、各委員よりそれぞれ説明がありましたが、案件について何か質問・意見はありませんか。発言がある方は挙手の後、指名を受け、起立して発言をお願いします。併せて推進委員にも質問、ご意見をお尋ねします。

杉田推進委員

はい。

議 長

杉田委員お願い致します。

杉田推進委員

申請番号5番ですが、先ほど贈与という事で説明がありましたけれども、この経営面積ですね、親戚か親子だったと思うんですけども全く同じという事はない

ですよね。何かの間違いではないのでしょうか。以上です。

議 長 事務局お願いしていいでしょうか。

事務局 事務局からお答えします。
農家台帳自体は、同じ世帯として扱っているために同じ面積が出てるかと思
います。

議長 杉田委員、それで分かれられたでしょうか。
同じ同世帯になっていたと言われたんですけども。

杉田推進委員 どちらかになるのではないのかなと思いますが。
今回の申請には関係ないのでいいです。

議 長 よろしいですか。

杉田推進委員 はい。

議 長 ありがとうございます。
他に何か意見ご意見等ありませんか。
(意見なし)

議 長 それでは意見も無いようですので、申請番号 1 番から 6 番について承認され
る方の挙手を求めます。
(委員挙手)

議 長 全員挙手です。よって、議案第 56 号の農地法第 3 条の規定による許可申請
について、申請番号 1 番から 6 番は、原案どおり承認することに決定されまし
た。

議 長 日程第 4、議案第 57 号「農地法第 5 条事業計画変更承認申請について」を上
程し、議題といたします。
議案第 57 号について、事務局より提案理由の説明及び詳細説明を求めます。

事務局 議案第 57 号、農地法第 5 条許可における事業計画変更承認申請について
農地法第 5 条許可における事業計画変更承認申請があったので農業委
員会の意見を求める。

令和 6 年 12 月 10 日 提出 宇城市農業委員会会長 百家 美代子
事業計画変更承認を受けるため、農業委員会の議決が必要である。

申請番号 1 番につきましては、〇の〇〇工事に伴い、請負業者である〇〇が現場事務所、駐車場、資材置き場に一時転用する案件で、令和〇年〇月に許可が出た案件になります。

〇の工事期間としては、令和〇年の〇月までとなっていますが、当初申請時には、社内事情で、令和〇年〇月までの完工を目指したそうで、転用期間としては、許可日から令和〇年〇月〇〇日までの 9 ヶ月での申請とされていましたが、工事を進めていくうえで、〇〇月の完工ができなくなり、〇の工事期間である令和〇年〇月までかかるということになったそうで、撤去、復元までの期間を含めた、令和〇年〇月〇〇日まで、5 ヶ月間期間を延長されたいとのことで申請となっています。

周囲の農地や営農上も問題ないと思われます。ご審議方よろしく願いいたします。以上です。

議 長 ただ今、審議番号 1 番について事務局より説明がありましたが、案件について何か質問、意見はありませんか。発言がある方は挙手の後、指名を受け、起立して、発言をお願いします。併せて、推進委員にも質問・ご意見をお尋ねします。

（ 意見なし ）

議 長 意見も無いようですので、議案第 57 号について承認される方の挙手を求めます。

（ 委員挙手 ）

議 長 全員挙手です。よって議案第 57 号は、原案どおり承認することに決定されました。

議 長 日程第 5、議案第 58 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」を上程し、議題といたします。

議案第 58 号について、事務局より提案理由の説明を求めます。

事務局 議案第 58 号、農地法第 5 条の規定による許可申請について
次のとおり許可申請があったので審議を求める。

令和 6 年 12 月 10 日 提出 宇城市農業委員会会長 百家 美代子
農地法第 5 条の規定による許可申請について、農地法関係事務処理要領の第 4 の 1 の（4）のアの規定により、意見を決定するため審議を求める。以上です。

議 長 議案の 6 ページの申請番号 4 番につきましては、〇〇委員の案件ですので、

後ほど審議します

それでは、申請番号1番から3番につきまして、各委員から案件についての説明及び現地調査報告をお願いします。

調査報告にあたっては、省略することなく他の委員にも状況がわかるように説明をお願いします。

議 長

申請番号1番は、	不知火2	吉利委員に代わりまして
	5番	村嶋委員より
申請番号2番は、	松橋3	田中委員より
申請番号3番は、	11番	吉富委員より

それぞれ説明を求めます。

村嶋委員

申請番号1番について説明します。詳細は記載のとおりです。転用理由は個人住宅です。場所は〇〇〇から〇〇の間あたりの場所です。隣接同意、排水同意もありますのでこの周辺は住宅がいっぱい密集していますので、何ら問題ないかと思われます。以上です。

田中推進委員

申請番号2番について説明します。詳細は記載のとおりです。転用理由は特定建築条件付売買予定地ということですので、住宅何戸か建てるというような、そして売るといような感じの話だと思われます。隣接同意、排水同意は取られてるようなので何ら問題ないと思います。ご審議よろしくお願い致します。

吉富委員

申請番号3番について説明します。詳細は記載のとおりです。転用理由は太陽光発電施設になっております。場所に関しましては、総会資料にございます国道〇号線の〇〇より県道〇〇線、通称〇〇線それから1,3km程行きましたら〇〇がございます。その〇〇より北の方に400m行った所が場所になります。譲渡人は親から相続しましたが、県外に嫁いで自分で管理することができず、毎年〇〇に草刈りを委託しているような状態でございます。隣接、排水同意書もあります。何ら問題ないかと思しますので、ご審議の程よろしくお願い致します。

それと付け加えますけども、受人の会社は〇〇という会社がございまして、そちらの方の子会社になります。と同時に太陽光等々におきましては〇〇と提携して行う事になっております。以上です。
ご審議の程よろしくお願い致します。

議 長

ここで事務局より、案件について農地転用許可の検討事項について説明をお願いします。

事務局

それでは、農地法に基づく農地転用許可の検討事項について説明を申し上げます。転用目的等につきましては、先ほど委員から報告がありましたとおりです。

申請番号 1 番は、都市計画法に規定する用途地域が定められた農地に該当し、第 3 種農地と判断されますので、転用は可能であると思われます。

申請番号 2 番は、10 ha 以上の規模の一団の農地の区域内にある第 1 種農地ではありますが、集落に接続して転用されるものであり第 1 種農地の不許可の例外に該当し、転用は可能であると思われます。

申請番号 3 番は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地に該当し、農地区分は第 2 種農地と判断されますので、転用は可能であると思われます。 以上です。

議 長

ただ今、申請番号 1 番から 3 番について、説明がありましたが、案件について何か質問・意見はありませんか。発言がある方は挙手の後、指名を受け、起立して発言をお願いします。併せて推進委員にも質問、ご意見をお尋ねします。

議 長

何か意見はありませんか。
(意見なし)

議 長

意見もないようですので、申請番号 1 番から 3 番について承認される方の挙手を求めます。
(委員挙手)

議 長

全員挙手です。よって議案第 58 号の農地法第 5 条の規定による許可申請について、申請番号 1 番から 3 番は、原案どおり承認することに決定されました。

議 長

つづきまして、申請番号 4 番は〇〇委員の案件になりますので、会議規則第 12 条の規定により、ここで退席を求めます。
(〇〇委員退席)

議 長

それでは、審議をいたします。
案件についての説明及び現地調査報告をお願いします。
調査報告に当たっては省略することなく、他の委員にも状況が解るように説明をお願いします。

議 長

申請番号 4 番は、 豊野 1 小田委員より
説明を求めます。

小田推進委員 申請番号４番について説明します。詳細は記載のとおりです。転用理由は個人住宅です。場所は〇〇から西に 50m位の所にあります。

受人が現在〇〇町に両親と住まわれておりますが、その家に受人の兄弟の方が帰って来られるという事で手狭になるという事で、受人が新しく〇〇に住宅を建てられるということになりました。隣接同意、区長の排水同意も取られておりますので、何ら問題ないと思いますので審議方よろしくをお願いします。

議 長 ここで事務局より、案件について農地転用許可の検討事項について説明をお願いします。

事務局 農地法に基づく農地転用許可の検討事項について説明を申し上げます。転用目的等につきましては、先ほど委員から報告がありましたとおりです。

申請番号４番は、〇〇支所からおおむね 500m以内にある農地に該当し、農地区分は第２種農地と判断されますので、転用は可能であると思われます。

以上です。

議 長 只今、申請番号４番について説明がありましたが、案件について何か質問、意見はありませんか。発言がある方は挙手の後、指名を受け、起立して、発言をお願いします。併せて、推進委員にも質問・ご意見をお尋ねします。

（ 意見なし ）

議 長 意見もないようですので、申請番号４番について、承認される方の挙手を求めます。

（ 委員挙手 ）

議 長 全員挙手です。よって、議案第５８号の農地法第５条の規定による許可申請について、申請番号４番は、原案どおり承認することに決定されました。

審議が済みしましたので、〇〇委員の入室を求めます。

（〇〇委員入室）

議 長 これで議案第５８号の全ての案件の審議が終了し、原案どおり承認することに決定されました。

議 長 日程第６、議案第５９号「農業経営基盤強化促進事業の実施に伴う宇城市農用地利用集積計画の決定について」を上程し、議題といたします。

議案第５９号について、事務局より提案理由の説明を求めます。

事務局 議案第５９号、農業経営基盤強化促進事業の実施に伴う宇城市農用地利用集積計画の決定について

次のとおり農用地利用集積計画案について、審議を求める。

令和6年12月10日提出 宇城市農業委員会会長 百家 美代子
農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定による農地利用集積計画について、基盤強化法の基本要綱の第9の3の(1)の規定により農用地利用集積計画案を決定するため、審議を求める。以上です。

議 長

議案の39ページの所有権移転の申請番号409番につきましては、〇〇委員の案件ですので、後ほど審議します。

議案の賃貸借権設定、使用貸借権設定については、各委員に送付しておりました総会議案により確認してきておられると思いますので案件ごとの説明は割愛させていただきます。

それでは、議案35ページから40ページの所有権移転の申請番号401番から410番について、事務局より説明を求めます。

事務局

議案の35ページから40ページです。

今月は、農業公社が買い入れるのが6件、売り渡すのが4件です。

面積は、田が35,035㎡、畑が5,566㎡の合計40,601㎡です。

売買価格は総会議案記載のとおりとなっております。

ご審議方よろしくお願いいたします。

議 長

それでは、貸借権設定の申請番号1番から311番、所有権移転の申請番号401番から408番及び410番について何か質問、意見はありませんか。発言がある方は挙手の後、指名を受け、起立して、発言をお願いします。併せて、推進委員にも質問・ご意見をお尋ねします。

(意見なし)

議 長

意見もないようですので、議案第59号の貸借権設定の申請番号1番から311番、所有権移転の申請番号401番から408番及び410番について、承認される方の挙手を求めます。

(委員挙手)

議 長

全員挙手です。よって議案第59号の貸借権設定の申請番号1番から311番、所有権移転の申請番号401番から408番及び410番は、原案どおり承認することに決定されました。

議 長

つづきまして、所有権移転の申請番号409番は、〇〇委員の案件になりますので、会議規則第12条の規定により、ここで退席を求めます。

(〇〇委員退席)

議 長

それでは、審議を致します。

議案 39 ページの所有権移転の申請番号 409 番につきまして、何か質問、意見はありませんか。発言がある方は挙手の後、指名を受け、起立して、発言をお願いします。併せて、推進委員にも質問・ご意見をお尋ねします。

(意見なし)

議 長

意見もないようですので、所有権移転の申請番号 409 番について承認される方の挙手を求めます。

(委員挙手)

議 長

全員挙手です。よって、所有権移転の申請番号 409 番につきまして、原案どおり承認することに決定されました。審議が済みしましたので、〇〇委員の入室を求めます。

(〇〇委員入室)

議 長

これで議案第 59 号の全ての案件の審議が終了し、原案どおり承認することに決定されました。

議 長

日程第 7、議案第 60 号「農地・非農地の判断について」を上程し、議題といたします。

議案第 60 号につきまして、事務局より提案理由の説明及び詳細説明を求めます。

事務局

議案第 60 号、農地・非農地の判断について

宇城市非農地証明事務取扱要領に基づく非農地証明願の提出がありましたので、農業委員会の意見を求める。

令和 6 年 12 月 10 日提出 宇城市農業委員会会長 百家 美代子

農地・非農地の判断について、申請者より非農地証明願の提出がありましたので提案するものです。

申請地の非農地の判断について、申請番号 1 番は〇〇地区農業委員及び農地利用最適化推進委員との現地検討会をもとに非農地と判断しているところです。ご審議の程よろしくお願いいたします。以上です。

議 長

それでは、案件につきまして、何か質問、意見はありませんか。発言がある方は挙手の後、指名を受け、起立して、発言をお願いします。併せて、推進委員にも質問、ご意見をお尋ねします。

(意見なし)

議 長

意見もないようですので、議案第 60 号につきまして承認される方の挙手を

求めます。

(委員挙手)

議 長 全員挙手です。よって議案第60号につきまして、原案どおり承認することに決定されました。

議 長 以上で本日の日程は全て終了いたしました。
これをもちまして、令和6年第12回宇城市農業委員会総会を閉会いたします。
慎重なご審議、ありがとうございました。

閉 会 (午後2時44分) 職務代理者の号令による、起立、礼。